

子どものセーフガーディング方針 (セーフガーディングポリシー及び誓約書)

特定非営利活動法人ヒミツキチ

1. 目的

この方針の目的は、人々、特に子ども（受益者）が特定非営利活動法人ヒミツキチ（以下、甲）との接触を通して何らかの有害行為を受けることを防ぐことにあります。これには、以下から生じる有害行為を含みます。

- ・ 甲の役職員もしくは関係者の行動
- ・ 甲の活動の形成および実施

この方針には、セーフガーディングに関する甲の責務、役職員や関係者の責任を明記しています。但し、この方針には、以下を含みません。役職員間におけるセクシャルハラスメント及びパワーハラスメント - これは甲の別途定める就業規則で規定します。

2. セーフガーディングとは何か

セーフガーディングとは、組織の役職員や関係者によって、また事業活動において、子どもにいかなる危害も及ぼさないよう、つまり虐待、搾取や危険のリスクにさらすことのないよう努めることであり、万一、活動を通じて子どもの安全にかかわる懸念が生じたときには、しかるべき責任機関に報告を行い、それを組織の責任として取り組むことです。

3. 適用範囲

甲に携わり、また雇用される全役職員

甲と業務で連携または活動に参加や訪問をする全ての関係者、パートナー団体あるいはパートナー団体の関係者（子どももしくは若者との接触を含む活動等で甲と公式な契約関係にある個人やグループ、外部組織や提携機関、およびその職員及び役員、ボランティアなどの関係者。報道機関や関係者など活動の参加者や訪問者、視察見学者、研修生なども含みます。）

4. 方針要綱

甲は、年齢やジェンダー認識、障がいの有無、性的志向、出生、民族、宗教、人種、政治的信条を理由とした差別をすることなく、多様性を尊重しながら、関係者と力を合わせて協働します。そして、その協働するすべての人が誰も取り残されることなく、あらゆる有害行為、虐待、ネグレクト、搾取から守られる権利を持つと考えています。甲は子どもを尊重するとともに特別にケアし、守ります。甲は、役職員もしくは関係者にこの考えと誠実に向き合い行動することを求め、虐待や搾取することを一切許しません。

甲は活動のすべての過程において、予防、通報、対応を用いて子どものセーフガーディングに取り組みます。

5. 予防

甲は、全役職員がこの方針を入手し、内容を理解し、自分たちの責任を知っている状況をつくります。

甲のすべての活動は、活動が人々に与えるあらゆる有害行為のリスクを回避する方法で形成、実施します。これには、活動における個人情報の収集および公開を含みます。

役職員および関係者の採用、管理、派遣の際には、厳重なセーフガーディング手続きを行います。役職員が組織内における各自の役割に応じたセーフガーディング研修を受けます。

また、セーフガーディングの懸念に関する相談や通報に対して、予め定められた手続きに添って迅速かつ適切に調査し、再発防止に努めます。

甲の役職員および関係者は、以下を行いません。

- ・ 18歳未満の子どもと性的行為に関わったり、性的・肉体的関係をもつこと。（18歳未満と知らなかったということは抗弁にならない）
- ・ 受益者である18歳から30歳未満の若者と性的・肉体的関係をもつこと。
- ・ 子どもを叩いたり、暴力によって身体的に傷つけたりすること。
- ・ 自尊心を傷つける、軽視する、見下すなど、あらゆる方法で子どもを心理的に傷つけること。
- ・ 子どもに対して不適切な言葉を使ったり、侮辱的・攻撃的な提案や示唆をすること。
- ・ 子どもが虐待にあいやすい状況をつくること。
- ・ 着替えやトイレなど、子どもが自分でできること以外を必要以上に手伝うこと。
- ・ 違法、危険、または乱暴な子どもの振る舞いを大目に見たり、加担すること。
- ・ 特定の子どもの差別したり、他の子と異なる扱いをしたり、えこひいきをして集団から排除すること。
- ・ 活動に関わる子どもや保護者と活動外で個人的に連絡をとる、もしくはとろうとすること。
- ・ 活動に参加している子どもと同じ部屋で寝ること。ただし、例外的状況かつ事前に責任者の許可を得ている場合を除きます。
- ・ ポルノグラフィーや過激な暴力を含む不適切な画像、動画、ウェブサイト子ども（受益者）や保護者を誘導し視聴させること。
- ・ 規範違反との疑念をもたれかねないような状況に自分自身を置くこと。

甲の役職員および関係者は、以下の義務を負います。

- ・ 子どものセーフガーディング違反を予防し、本セーフガーディング方針を遵守する環境をつくるとともに、その環境を維持すること。
- ・ 役職員または関係者によるこの規程違反に関するあらゆる懸念や疑いは担当責任者または理事に相談・通報すること。
- ・ 子どもが危険に晒されないよう確認しながら、事業や業務内容を計画・実施し、危険が起こった際には影響を最小限に留めるよう対処します。
- ・ 年齢やジェンダー認識、障がいの有無、性的志向、出生、民族、宗教、人種、政治的信条などに関わらず、子どもの権利、人格および尊厳を尊重し、最善の利益を考えて接します。
- ・ 子ども（受益者）とは第三者の目が届くところで接します。
- ・ 子どもに対する暴力や虐待、危険などその他不適切な行為を見逃さず、懸念がある際は事前に決められた手順に則り、すみやかに内部通告責任者である副理事長に報告します。副理事長が当事者である場合は理事長、または第三者機関に相談します。また、児童相談所に通告します。
- ・ セーフガーディングに関する内部調査・外部調査等に応じ、当該調査のために必要な書類や情報提供に協力します。
- ・ 子どもに関する個人情報や写真・画像は、事前に本人および保護者または教師など保護者に準ずる者の承諾、（または居場所利用の際に提出された同意書）を得てから取得し、個人情報保護方針（プライバシーポリシー）ならびに団体のもつガイドラインに従って適切に扱います。
- ・ 子どもが自分のもつ権利や、セーフガーディングに関する懸念や問題をもった際にとるべき行動について理解するようサポートします。

6. 相談・通報を促進

甲は、セーフガーディング懸念を相談・通報するための、安全かつ適切で、役職員および活動対象地域の人々にアクセス可能な手段を確保します。また、子どものセーフガーディング懸念を相談・通報する方法として、子どものセーフガーディングに関する苦情もしくは懸念がある役職員は、セーフガーディング担当者または上長に迅速に相談・通報を行います。

7. 対応

甲は、法律や条例に沿って、子どものセーフガーディングに関する通報と懸念に対する事実調査を行い、必要に応じて人事処遇や再発防止に努めます。

甲は、方針に違反したことが判明した役職員または関係者に対して解任、懲戒処分を行います。子どもの虐待が疑われる根拠ある懸念が提起されたものの、調査の結果、それが事実でないと判明したときは、懸念を報告した者に対してはいかなる処分が課されることもありません。しかし、告発が虚偽であったり、悪意をもって行われたりした場合はしかるべき制裁が課されます。

8. 守秘義務

子どものセーフガーディング懸念を扱うすべての過程において、守秘義務が維持されることは必須です。懸念に関する情報およびその後の対応手法は、知る必要がある人、支援機関にのみ共有され、情報は、本人に通告され、常に保護されます。

附則

この方針は、2025 年 5 月 1 日に定めました。

この方針は今後の理事会や総会などで時代背景にあった見直しをおこないます。

2025 年 5 月 1 日

子どものセーフガーディング行動規範

特定非営利活動法人ヒミツキチの役職員及び活動に関わる大人として、私は子どもたちの最善の利益を守り、国連子どもの権利条約を遵守して、子どもたちの育つ力を信じエンパワーできるように見守ります。

特定非営利活動法人ヒミツキチの役職員及び活動に関わる大人として、私はこの「子どものセーフガーディングポリシー」に明記されている、5.予防に関することを含む、子どもへの性暴力、虐待、辱める行為などは一切いたしません。

住所
名前